

の神話は古くより幾多の研究をもち、殊に明治以來神話研究の進歩によつて最も多く論ぜられたところであるが、然も眞に國史全體に對する深き洞察と文化一般に就いての博き理解をもつた研究は極めて稀であつた。正しき國學の傳統を承けつゝ、然も独自の創見に富む本書の如きは正しくこの方面の研究に一新紀元を開くものといふべきであらう。この書が日佛社會學研究叢書の一編として簡單ながら佛文の概要を附載してゐることもかゝる研究がやがて世界的な學問水準に於いて正しく評價されるに至るべきことを豫約するものと思ふ。(菊判三六八頁、口繪一枚、佛文概要八頁、昭和十三年九月、東京河出書房發行、定價三・五〇)(柴田實)

土地及び聚落史上の諸問題

牧野信之助著

「武家時代社會の研究」に次ぐ牧野信之助氏の論文集である。氏の前著には「土地制度及び聚落問題」の一篇があるが、此著は其後更に氏が同種の問題に心を濟めて研鑽を積まれる事十年間、倦まざる努力の結果を聚成せられたものである。

收むる所は「莊園に於ける請負」以下十二篇、いづれも嘗つて史學雜誌其他に發表せられ學界の注目を集めたものであるから、一々の内容については此處に改つて紹介するまでもないであらう。卷頭に載せられた、「莊園に於ける請負」の如きは、僅かに八代國治氏の研究があるのみであつた此問題を、かく迄體系づけられた氏の苦心は思ふべきである。勿論、最近では、社會經濟史學(五

ノ十一)上に「請所の研究」なる舟越康壽氏の研究も發表せられるに至つたが、牧野氏は早くより此問題を注目せられ、其一部は「莊園制の崩壊」や河口坪江莊の研究にも示され、大學の講義に於ても之を説かれて、我々を啓發せられたのである。

「中世末、寺内町の發達」散居制と環濠部落其他の一連の聚落史に關する論文は、嘗つて、小川琢治博士が初めて投げかけられ學界の注目をひいた問題に對し、それを再檢討し、發展せしめられたものであり、發表の當時、所謂歴史地理學的分野に於ける見るべき成果として、寧ろ地理學界を賑したものである。此方面に關する著書論文に普く引用され、近時の如く地理學に於ける歴史的方法を重んじ、新しき地理學理論の確立をこゝに求めんとする傾向あるに際しては、氏の學界に對する重大なる寄與の一として其價値の一段と著しきものがあると思はれる。殊に越中散居制の問題の如き實に再三に渡つて之を論ぜられ、氏の興味が如何に此種の問題に集注してゐるかを語つてゐる。其他、福井藩の割地問題、日野商人團の研究の如き、いづれも氏が一つの問題に對して一步なりとも前進せられんとする努力を物語らぬものはない。

然も之等の諸論文がいづれも氏自身の探訪にかゝる新しき資料を主とし、手堅い手法によつて論述せられてゐる事は、前者と同じ。

卷頭には氏の若き頃の愛讀書時代と農政の著者、柳田國男氏に對する獻辭がついてゐる。之は「所謂木地屋根元史料について」の如く、柳田國男氏の論文と直接關係あるものがあるからばかり

ではない。柳田氏の早い頃の學問的關心には、農村や都市の歴史の如き、所謂社會經濟史的部門を多く含んでゐたが、此著は柳田氏のかゝる學問的側面を結實させたものと云ふべきである。我々は此著のあちこちに、「時代と農政の著者と同じ眼の覗いてゐるのを見るのであるが、此事こそ最もよく著者の學問的風貌を示すものであらう。

かゝる意味に於いて此著は亦民俗學と文獻史學の交錯點にあるとも云ふべきである。しかも民俗學は、たとへば、人文地理學がその歴史的方法に於いて此書に負ふものと同じものを之に負うてゐると云へるであらう。(菊判四八〇頁、圖版數葉挿入、昭和十三年十月、東京河出書房發行、定價四・五〇) (高谷重夫)

高野山領莊園の研究

江頭恒治著

日本經濟史研究所が、日本近世經濟史の領域に於て幾多の業績を生んだことは、今更云ふを俟たないが、著者はその間にあつて只管中世經濟史の根本的課題たる莊園の研究に従事され、既にその成果を逐次「經濟史研究」誌上に發表されてゐたが、今回それ等をまとめて研究叢書第十冊として公にされたのが、本書である。

本書の内容は、前編、中編、後編の三編に分れてゐる。前編は「高野山領莊園の概観」として、高野山領の消長を平安時代初期より徳川時代初期に至る間に互つて略述し、中編は、「高野山領莊園の縦斷的研究」として、阿豆川莊、神野眞國莊、志富田莊、太田

莊に關して、主として鎌倉時代に於けるこれ等諸莊の傳領關係、支配關係、或は莊民の生活を詳論し、後編は、「高野山領莊園の横斷的研究」として、高野山領の諸莊園に於て見られる殿原、免家、下人、公方役に關し、興味ある問題を提起してをられる。

各編を通じて考證の正確なことは、本書の一特色として擧げ得るもので、前編、中編共に莊園に關心を有するものの一讀して多くの示唆を受けるものであるが、就中後編に於て觸られた問題は莊園研究上重要な問題と考へられるから、少しその内容を詳細に紹介して見ようと思ふ。

「殿原考」に於ては、高野山領及びその他の諸領に於て、普通の百姓より一段上の階層を形成し、武士的性格を有すると考へられる殿原の存在を考證し、且つ殿原の特權として、免家役の免除されたこと、夫役を貨幣で代納したことを擧げてをられる。殊に興味を惹くのは、夫役を貨幣で代納する形式で、殿原は夫錢を領家に直接納めずして、一旦百姓中に納め、百姓中は夫錢を殿原より受取つて現夫を進上することである。この事實は、東大寺領播磨國大部庄の年貢が代錢を以て進上されたが、奈良に於て再び現米と交換された後に東大寺へ納められた事實(京大編古文書纂一上所收、正安元年六月二十五日、貞支起請文)と合せ考へる時、貨幣經濟が莊園に浸透して行く過程に於て種々の歪曲された姿を取ること物語るもので、單に夫錢或は代錢の語のみを以て、貨幣經濟の進展従つて封建的隸屬關係の解消を過大に評價することの危険なることを示すものである。